

www.pwc.com/jp/tax

## *Financial Services Tax News*

# 2013 年度税制改正 金融証券税制の見直し

June 2013

**pwc**

.....  
2013 年度税制改正大綱における金融証券税制に関する改正の概要をニュースレターの 1 月号および 3 月号でご紹介しました。2013 年 3 月 30 日に「所得税法等の一部を改正する法律」が公布されましたので、本ニュースレターでは、2013 年度税制改正における金融証券税制の見直しについて、再度その改正内容をご紹介します。  
.....

2013 年度(平成 25 年度)税制改正大綱に基づき、2013 年 3 月 1 日に「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されていましたが、3 月 29 日に可決・成立し、2013 年 3 月 30 日に「所得税法等の一部を改正する法律」(以下、「2013 年度税制改正法」)が公布されました。また、関連する政省令についても、5 月 31 日付で公布されました。

本ニュースレターでは、2013 年度税制改正法における金融所得課税の一体化へ向けた抜本的な金融証券税制の見直しの内容について、再度、所得税の課税関係を中心にご紹介します。

## 2013 年度税制改正法における金融証券税制の主な改正点

## 1. 金融所得課税の一体化に係る所得税課税の見直し

2013 年度税制改正法では、金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等および株式等に係る、2016 年 1 月 1 日以後の所得に対する課税が大幅に見直されました。

## ① 公社債等の課税方式

居住者等については現在非課税とされている公社債の譲渡所得が課税対象とされる等の改正がなされました。日本の居住者についての改正後の取扱概要は以下のとおりです。

## 居住者の課税上の取扱概要

	現行	改正後(2016 年 1 月 1 日以後)	
		特定公社債等(注 1)	一般公社債等(注 2)
利子所得等	20.315%(所得税 15.315%、住民税 5%)源泉分離課税	原則 20.315%(所得税 15.315%、住民税 5%)申告分離課税 源泉徴収が行われた利子等は申告不要も可	20.315%(所得税 15.315%、住民税 5%)源泉分離課税(注 3)
譲渡所得等	非課税(一定の除外あり)	20.315%(所得税 15.315%、住民税 5%)申告分離課税	20.315%(所得税 15.315%、住民税 5%)申告分離課税
償還、一部解約等	償還差益は原則雑所得として総合課税	同上 償還金等は特定公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされる	同上 償還金等は、原則として一般公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされる(注 3)
損益通算および損失の繰越控除(注 4)	原則譲渡損はなかったものとされ、他の金融商品との損益通算は不可	特定公社債等の利子所得等および譲渡所得等と上場株式等の配当所得等および譲渡所得等との損益通算可能 3 年間の損失繰越控除可能	一般公社債等の譲渡所得等と非上場株式等の譲渡所得等との損益通算可能 損失の繰越控除は不可
特定口座での取り扱い	—	可能	—

上記の所得税は復興所得税(所得税に対し 2.1%)を含みます。以下同様。

## (注 1) 特定公社債等

特定公社債等とは以下のものをいいます。

- ・ 特定公社債(\*)
- ・ 公募公社債投資信託の受益権
- ・ 証券投資信託以外の公募投資信託の受益権
- ・ 特定目的信託の社債的受益権で公募のもの

(\*) 特定公社債の範囲は列挙されており、以下のものが含まれます。

- ・ 国債および地方債(外国のものを含む)
- ・ 公募公社債
- ・ 上場公社債
- ・ 発行の日前 6 月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債
- ・ 2015 年 12 月 31 日以前に発行された公社債(発行時に源泉徴収がされた割引債を除く)

## (注 2) 一般公社債等

一般公社債等とは、特定公社債等以外の公社債および私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権および特定目的信託の社債的受益権で私募のものをいいます。

(注 3)ただし、同族会社が発行した社債の利子または社債の償還金でその同族会社の役員等が支払いを受けるものは、総合課税となります。

(注 4)株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、(イ)特定公社債等および上場株式等に係る譲渡所得等(以下、「上場株式等に係る譲渡所得等」)の分離課税と(ロ)一般公社債等および非上場株式等に係る譲渡所得等(以下、「一般株式等に係る譲渡所得等」)の分離課税とされました。

現行税制では、上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、その上場株式等に係る譲渡損失の金額は、申告分離課税を選択した同年分の上場株式等に係る配当所得の金額を限度としてその年分の上場株式等に係る配当所得等の金額の計算から控除することができますが、改正により、特定公社債等の利子所得および譲渡所得が上場株式等の譲渡損失および配当所得の損益通算の対象に加えられました。これにより、上場株式等グループ内において、特定公社債等の譲渡損益・利子等は、上場株式等の譲渡損益・配当等(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能となりました。ただし、確定申告書の提出がなかった場合等の宥恕規定は廃止されましたので、留意する必要があります。

また、現行税制では、上場株式等について配当等と損益通算した後になお譲渡損失がある場合には翌年以後3年間の繰越控除が可能ですが、改正により、2016年1月1日以後に特定公社債等の譲渡により生じる損失の金額のうち、その年に上場株式等グループ内において損益通算をしても控除しきれない金額についても、翌年以後3年間にわたり、特定公社債等の譲渡損益・利子等ならびに上場株式等の譲渡損益・配当等(申告分離課税を選択したものに限り)からの繰越控除が可能となりました。

ただし、上場株式等に係る譲渡所得等と一般株式等に係る譲渡所得等との間の損益通算はできません。現行税制では、居住者が株式等の譲渡をした場合には、譲渡した株式等が上場株式等か非上場株式等かに関わらず、株式等に係る譲渡所得等の金額として損益通算して分離課税とされますが、改正により、上場株式等の譲渡損益と非上場株式等の譲渡損益との損益通算はできなくなります。

以下は、改正後の金融商品に係る課税方式をまとめ、損益通算が可能な範囲を示した表です。

		インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式等 グループ	上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
	特定公社債等	(現行 源泉分離)→申告分離	(現行 非課税)→申告分離
一般株式等 グループ	非上場株式・私募株式投信	申告分離不可	申告分離
	一般公社債等	(現行 源泉分離)→源泉分離維持	(現行 非課税)→申告分離
	預貯金	源泉分離	-
	デリバティブ取引	申告分離	

金融庁「平成 25 年度税制改正について」の資料を元にPwCが作成  
<http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130129-2/01.pdf>

## ② 割引債の課税方式

2016年1月1日以後に支払いを受ける割引債の償還差益についても譲渡所得等として20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の申告分離課税とされました。また、発行時の18.378%源泉徴収に代えて、償還時に償還金額にみなし割引率を乗じて計算した金額に対して20.315%の源泉徴収(特別徴収)がなされます。ただし、2015年12月31日以前に発行された割引債で、償還差益について発行時に源泉徴収の対象とされたものは、引き続き

償還差益に係る発行時の 18.378%の源泉分離課税が適用されます。また、2016 年 1 月 1 日以後に発行された割引債のうち長期信用銀行債等については償還差益に係る発行時の 18.378%の源泉分離課税が適用されます。

- ③ 金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の特例等の改正  
公社債または投資信託もしくは特定目的信託の受益権の利子等の支払いを受ける者の所有期間にかかわらず、その全額について源泉徴収がされません。
- ④ 法人に関する改正  
法人が支払いを受けるべき利子等については、利子割(現行 5%)を課さないこととされました。  
法人税の額から控除する所得税額の計算について、公社債の利子、公社債投資信託の収益の分配等に対する所得税の額の所有期間による按分を廃止し、その全額を控除することとされました。
- ⑤ 振替公社債等の利子等の非課税制度  
非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度について、その適用期限が撤廃され、恒久化されることとなりました(一定の例外があります)。このほか、源泉徴収不適用または非課税にあたっての所有期間按分の撤廃等、社債税制の変更に合わせた変更がなされました。これに伴い、所要の非課税適用手続きが見直されました。

## 2. 上場株式等の配当等および譲渡所得等に係る軽減税率の廃止

上場株式等の配当等および譲渡所得等に係る 10.147%軽減税率(所得税 7.147%、住民税 3%)は、2013 年 12 月 31 日をもって廃止され、2014 年 1 月 1 日以降は 20.315%(所得税 15.315%、住民税 5%)となりました。

## 3. 少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置(日本版 ISA)

少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置について以下の拡充が図られました。

- ・ 非課税口座を開設することができる期間が 2014 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までとされました。
- ・ 一定の非課税口座において管理される年間取得対価 100 万円以下の上場株式等について、その配当等および譲渡所得等が 5 年間非課税とされました(最大非課税投資額 500 万円)。そのほか、非課税口座に関する手続きが簡素化されました。

## 4. 租税条約に関する届出書に係る手続きの簡素化

上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例の適用がある場合における租税条約に関する手続きが簡素化されました。具体的には、2014 年 1 月 1 日以後に支払いの取扱者を通じて支払いを受ける上場株式等の配当等につき条約の適用を受けようとする非居住者等は、非居住者等に関する事項を記載した条約届出書(特例届出書)を提出することができます。特例届出書は、配当等に関する銘柄、名称、種類、数量、取得日等の記載を要しないこととされました。なお、当該改正は、上場株式等の配当等のみ適用されるものであり、その他の配当等については従来どおりの手続きとなります。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

**税理士法人プライスウォーターハウスクーパース**

〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル 15階  
電話：03-5251-2400(代表) <http://www.pwc.com/jp/tax>

**金融部**

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	レイモンド カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
ディレクター	スチュアート ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	齋木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
シニア マネージャー	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
マネージャー	野中貴史	080-3592-6104	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	藤野孝太郎	080-4104-5364	kotaro.a.fujino@jp.pwc.com
	比留間延佳	080-3592-6099	nobuyoshi.hiruma@jp.pwc.com
	小林孝平	080-4104-5446	kohei.kobayashi@jp.pwc.com
移転価格部 金融チーム	高橋輝行	03-5251-2873	teruyuki.takahashi@jp.pwc.com
パートナー	ライアントーマス	03-5251-2356	ryann.thomas@jp.pwc.com
ディレクター	早川直樹	03-5251-6714	naoki.hayakawa@jp.pwc.com

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、PwCのメンバーファームです。公認会計士、税理士など約470人を有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約70人が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwCは、世界158カ国におよぶグローバルネットワークに180,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細は[www.pwc.com](http://www.pwc.com)をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2013 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームである税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。詳細は[www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)をご覧ください。